

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成 26 年 2 月 14 日(金) 13 時 30 分～15 時 50 分
■場 所	小田急仙台ビル 3 階 会議室 4
■出席委員	持田委員、永幡委員、風間委員、小森委員、武山委員、松木委員、三上委員、溝田委員、安井委員、山口委員、山崎委員、山田委員、山本委員
■欠席委員	松八重委員、横山委員
■事務局	佐藤環境部長兼環境企画課長、川股環境都市推進課長、早坂環境対策課長、環境調整係
■審議	(1) 仙台医療センター建替等整備計画環境影響評価方法書について（諮問第 44 号）
■報告	(1) 仙台市荒井西土地区画整理事業環境影響評価に係る事後調査報告書（工事中その 1）案について
■事業者 1	仙台医療センター建替等整備計画 事業者
■事業者 2	仙台市荒井西土地区画整理事業 事業者
事務局	<p>【次第 1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会成立報告</li> </ul>
事務局	<p>【次第 2 資料確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料確認</li> </ul>
持田会長	<p>【次第 3 審議】</p> <p>《公開・非公開の確認》</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所に関する事項があれば非公開とする。</p> <p>→（各委員了承）</p> <p>《署名委員の確認》</p> <p>議事録署名 溝田委員に依頼</p> <p>→（溝田委員了承）</p>
持田会長	<p>【次第 3 審議 1】</p> <p>それでは審議に入る。</p> <p>審議事項 1 は「仙台医療センター建替等整備計画環境影響評価方法書について」である。前回の審査会以降の指摘事項等に対する事業者の対応方針等を示して頂き、さらに答申案についてご議論頂きたい。</p>
事業者 1	(資料 1-1 について説明)
持田会長	ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等をお願いする。
松木委員	資料 1-1 別紙 2-13 ページの図-1 樹高ヒストグラムについて、赤い凡例が「伐採後（保存・移植後）」と示されているということは、移植する樹木は全てこの敷地内に移植すると考えて良いのか。

事業者 1	具体的な移植場所はこれから検討するが、基本的にはこの敷地内に移植することを考えている。
松木委員	<p>別紙 2-6 ページ、No.163（個体 ID212）のイタリアポプラは保存するとしている。別紙 2-2 ページの平面図で見ると、敷地の左下に位置する木である。この木は胸周が 5.5 メートルとかなり大きいが、イタリアポプラは、樹齢によっては、落枝が多いなど危険木となる可能性がある。例えば北海道大学のポプラ並木も落枝の問題が生じた。確認したうえで保存するとしていると思うが、外見が大丈夫でも中が完全に空洞になっている場合も多い。特にポプラは、すぐに大きくなるが、寿命はそれほど長くはない木であることから、危険木になるリスクが高い。危険木である場合には、緊急時に倒れて通路を塞いでしまう可能性もあることから、伐採したほうが良いと考える。</p>
持田会長	危険木の場合は、別紙 2-1 ページの【伐採木の選定基準】のうち、5 番に該当するのか。
事業者 1	危険木という記載はないが、5 番が適当だ。
三上委員	<p>別紙 2-13 ページにヒストグラムを示してもらい大変わかりやすくなった。</p> <p>別紙 2-1 ページの記載について、伐採木の選定基準の前に、方法書に記載している仙台市みどりの基本計画等も踏まえ、このような理由で本当は樹木を保存したほうが良いが、防犯上等の様々な理由で伐採せざるを得ないという主旨の文章がある方が、より理解が得られやすいのではないか。</p>
事業者 1	了解した。
安井委員	<p>資料 1-1 別紙 1 について、言葉足らずのところがあるのではないか。例えば、別紙 1-1 ページ、○省エネルギー対策に関する方針、上から 2 点目、「気密性の高いサッシを用い」とあるが、これは「気密性及び断熱性の高いサッシ」とすべきだ。次に、上から 3 点目に「常用発電機」とのみ記載されているが、次ページの上から 4 点目には「ガスコーチェネレーション常用ガスエンジン発電機」と具体的に記載されており、最初のページからきちんと具体的な説明を記載すべきである。また、熱回収に関する説明もわかりづらい。上から 5 点目は「～照明制御をとする」となっており、誤植と思われる。上から 9 点目の内容は、3 点目の内容と同じなので、まとめた方が良い。以上、全体として、再度文章を整理されたい。</p>
	また、別紙 1 に記載した内容が、設計において具体的にどのように反映されたのか、その結果は事後調査報告等に記載されるのか伺いたい。
事業者 1	別紙 1 の内容は、準備書の事業概要としてまとめる。ご指摘を踏まえ、再度整理したうえで準備書に記載したい。
持田会長	<p>事後調査報告書については、示すことができるものはきちんと示す。</p> <p>まずは準備書できちんと整理すべきだ。</p>

事業者 1	了解した。
持田会長	別紙 1-1 ページ、○省エネルギー対策に関する方針について、準備書では、建築設計に関する説明と設備に関する説明は、項目を分けて整理した方が良い。また、上から 3 点目で、「常用発電機の冷熱回収」というのはよくわからない。通常ガスエンジンを回し、発電時の排熱を使用すると思うので、冷熱というのが何のことか分からぬ。他にも、安井委員の指摘も含めて全体を再度確認するとともに、小項目を立てて整理してもらいたい。
安井委員	前回安井委員から指摘があった開口部の断熱に関する件は、もう少し定量的な記述としなくてよろしいか。
持田会長	サッシについては、一般的に建築に用いられるもので一番良いものは H3 等級である。それ以上の等級となると外国製でほとんど普及していないことから、実際採用できるかどうか不明である。ここで H3 等級と記載して頂くと良いと思うが、難しいのであれば現状の記載のままになると思う。
安井委員	合意のうえ進めてほしい。
事業者 1	別紙 1-2 ページの上から 3 点目に「ウィルス・研修棟は耐震構造とする」とあるが、具体的にどのような耐震構造とするのか。例えば建築基準法に定める耐震基準より良い耐震構造とする等と記載すべきだ。
持田会長	上から 2 点目に記載のとおり、外来棟等は免震構造を採用する。その一方、ウィルス・研修棟は耐震構造とする、と記載したものだが、説明足らずであった。
事業者 1	地震に耐える構造を耐震構造というのであって、免震構造も耐震構造の一つではないのか。
持田会長	この言葉遣いは、構造上の「免震構造」、「制震構造」、「耐震構造」の 3 つに分けられる。
事業者 1	耐震構造というのは、免震も制震も採用しないという意味だ。つまり、ウィルス・研修棟だけは免震構造を採用しない。なぜか。
松木委員	資料上の説明が不足していたが、ウィルス・研修棟は耐震構造の中の重要度係数 1.5 と高い耐震性能を採用している。建物の機能に応じて耐震構造と免震構造を使い分けているということである。文章については、もう一度整理させて頂く。
事業者 1	別紙 2-12 ページの表-1 の種名にアカマツとマツとある。このマツとはクロマツか。もし同じアカマツであれば、まとめた方が良い。
溝田委員	同じアカマツなので、まとめる。
	別紙 2-1 ページの【伐採木の選定基準】の 3 番に、「生育間隔が狭いため隣接する樹木同士が競合し健全な生育が確保できていない樹木」とある。これは、周りの木を切ることにより、健全に育つ木もあるのではないか。例えば、

	伐採する樹木のうち、エノキやイボタノキは蝶を呼ぶ木である。特にイボタノキは、高さ 3.5m もある立派な木だ。【伐採木の選定基準】が 3 番に該当しているエノキとイボタノキについて、特に支障がないのであれば、周りの木を伐採して、保存することを検討してもらいたい。
事業者 1	イボタノキは、現在ヒマラヤスギの下にもぐり込んでいて、かなり生育状況が悪く、枯れているような状況である。
溝田委員	ヒラヤマスギは伐採する予定ではないのか。
事業者 1	イボタノキは、駐車場の計画地にあるため、そのまま保存はできず、移植しなければならない。しかし、現在生育状況が悪いため、移植しても活着するのか疑問である。
	エノキについても、駐車場や道路の計画地にあるため、そのまま保存することは難しい。
溝田委員	周りの木を移植するのであれば、ぜひ一緒に移植してもらいたい。
事業者 1	再度現地を確認し、移植が可能か検討する。
持田会長	資料 1-1 の 3 ページ、1.事業計画・全般的な事項、3) 第 2 回審査会の指摘事項への対応 No.4 の宮城県の広域防災拠点構想との連携については、今後情報交換をしていくという答えだが、情報交換によって、例えば地域冷暖房をやりましょうとなれば、設計変更することは可能なのか。
事業者 1	宮城県の広域防災拠点構想については、宮城県の HP で公開されているが、12 月に基本構想・計画の素案が出されたところであり、現段階では、まだその程度しか進んでいない。一方、当院は平成 27 年 1 月には工事が始まる予定であり、そのための設計を現在進めている。県の計画と当病院の移転事業の進捗状況の差を考えると、当院の設計に地域のことを含めるのは難しい。
持田会長	そうすると、何のために情報交換するのか。
事業者 1	病院の移転先が広域防災拠点のエリア内になっているので、県の担当課と進捗状況についての情報交換は行っていく。情報交換といつても正直その程度である。
山本委員	資料 1-1 の 9 ページ、9.廃棄物、1) 第 1 回審査会の指摘事項への対応について、感染性廃棄物に対する対応方針はこれで良いが、感染性に係る大気質や水質への影響に対する対応方針の記載がない。
事業者 1	ご指摘の大気質に係る対応方針については 3 ページ、水質に係る対応方針については 5 ページにそれぞれ記載している。
山本委員	了解した。それでは、廃棄物に係る対応方針には、大気及び水質に係る対応方針はそれぞれの項に記載する、ということを明示して頂きたい。
事業者 1	了解した。
持田会長	それでは続いて、答申案について事務局から説明をお願いする。

事務局	(資料 1-2について説明)
持田会長	ただいま説明があった答申案に対して、ご質問、ご意見をお願いする。
山田委員	樹木の伐採量が多いので、伐採に伴い発生する廃棄物を有効利用すべきであるとの指摘があった。そのことから、個別事項の（廃棄物等）に、樹木の伐採に伴う木材については有効利用を図ることを求めるべきとの意見を入れては如何か。
事務局	資料 1-1 の 3 ページ、1.事業計画・全般的な事項、4) 第 2 回審査会後の文書による指摘事項への対応に示すとおり、伐採木の取り扱いに関する指摘があり、その対応方針としては、樹木伐採は、本事業の事業者が行うものではなく、宮城県が実施するものであることから、宮城県に対してリサイクルを働きかけるということである。
山田委員	それは答申には書けないのか。
事務局	答申は、あくまで事業者が自ら行うことについて記載するものである。
山田委員	制度上難しいということであれば了解した。事業者には、審査会から働きかけを求められたということ認識して頂ければと思う。
武山委員	先ほどの事務局からの回答を受けると、全体事項(5)もそぐわないと感じる。しかし、計画地はもともと宮城県の土地であるし、広域防災拠点構想のインパクトも大きい。こちらの事業が単独で先行して進んでしまわないよう、県に対し進捗状況を合せるよう求めたいが、答申に書かれても事業者としては対応できない。
持田会長	前回の議論を踏まえれば、できればやって下さいではなく、かなり強い意志を示す文章にした方が良いと思う。「可能な限り連携を図り」という、「可能な限り」があるのとないのは、行政文書ではどちらが強いのか。「可能な限り」と、「可能な限り」やれば出来なくても仕方ないということにならないか。「可能な限り」を取ってしまった方が、きちんと連携を図るように求めることにならないか。
小森委員	今の段階では、情報交換の程度ということであった。しかし、今後防災拠点が完成し、交通量が増え騒音の問題等が生じるかもしれない。今後の運用面において、様々な問題が複合的に起こった時にお互いが勝手に進めるのではなく、地域のものとして共有して低減を図るというのにはあり得る。文中に「可能な限り」があってもなくても、そのようなソフト面での取り組みも含めて検討してほしいということになるのかなと思う。
持田会長	今のお話を踏まえると、「環境負荷低減」という言葉は適切なのか。
小森委員	あくまで環境アセスメントなので、全ての取り組みをというわけにもいかないと思う。
持田会長	「環境負荷低減」という言葉では、低炭素化に関する取り組みと読める。

	お互いの施設の利用勝手に関する取り組みや地域全体での建物や動線の配置といった取り組みとなると、「環境負荷低減」という言葉には含まれないのでないか。
小森委員	「環境負荷低減」という言葉は、低炭素化に関する取り組みだけではなく、騒音や廃棄物など様々な内容が入っていると思う。環境負荷低減の観点から対策が必要であれば、建物配置など支障が生じる様々な行為に対して対策をとるということになると思う。ただし、環境負荷低減の範囲を超えた話は、審査会からの答申とすることはできないと考える。
持田会長	例えば、事業計画地周辺の植栽がどのような計画になるのかによって、景観の面では随分違うと思う。これについても「環境負荷低減」という言葉で良いのか。また、風の道については如何か。
小森委員	緑の回廊、エリア全体としての緑の配置という話になり、景観あるいは生態系という点から、環境負荷低減になると思う。風の道についても同様である。
永幡委員	景観となると、負荷の低減ではない。
山本委員	それでは、「地域全体での良好な環境への取り組みを推進する」としては如何か。
三上委員	杜の都環境プランという言葉を入れてしまえば、もっと全体が含まれるのではないか。宮城県にも仙台市のプランを考慮してくださいとする。例えば、「環境負荷低減の取り組みとともに、杜の都環境プランを促進するような取り組みを検討するように」とする。
持田会長	「地域全体での環境負荷低減及び良好な環境の創出」としては如何か。
事務局	「可能な限り」は、そのまま残させていただいて良いか。
山田委員	この文章は、取り組みについて可能な限り検討するのか、それとも、可能な限り連携を図るのか。もし、「可能な限り」を入れるのであれば、連携を図るのは当然なので、「取り組みを可能な限り進める」としたほうが適切ではないか。
持田会長	可能な限り環境負荷を低減し、可能な限り良好な環境をつくるということである。「この地域全体で」の前に「可能な限り」を移し、「可能な限りこの地域全体での環境負荷低減」としては如何か。
事務局	確認のため修正した文章を読み上げさせて頂く。全体事項(5)「宮城県の広域防災拠点構想の計画の進捗状況に応じて、同計画との連携を図り、可能な限りこの地域全体での環境負荷低減及び良好な環境の創出の取り組みを検討するよう求めるべきである。」でよろしいか。
永幡委員	検討するよう求めるのか、あるいは、取り組むよう求めるのか。
持田会長	「検討」をやめて「取り組むよう求める」とし、「環境負荷の低減及び良好

	な環境の創出に取り組むよう求めるべきである」とする。
事務局	事務局としては、県の計画も進捗状況があり、まずはきちんと情報交換をする、進捗状況によっては、連携が無理ということがあるかもしれないが、可能性があるのであればできる限り連携を図る、そして、このような取り組みを検討するという主旨で文案を作成した。ストレートな意見ではなく、前提が幾つかある。相手もいることなので、ある程度の前提はやむを得ないと考えた。
小森委員	現時点では相手の計画がしっかりとあるのであれば別だが、連携 자체がなかなか難しいかもしれないという状況である。そうすると、元の位置に「可能な限り」があるのも一理あるのかなと思う。
持田会長	元の位置に「可能な限り」があると、連携が不可能ということもある。そうならないように、まずは必ず連携を図るように、とすべきだと考えた。そして、「可能な限り地域全体で環境負荷低減と良好な環境の創出」というのは、その場所でできる限りのことをやるように、ということである。しかし、現実的ではないのであれば仕方がない。「可能な限り」は元の場所とし、連携を図ることにまずはベストを尽くすように、ということだ。
山本委員	地域全体での環境負荷の低減や良好な環境創出ができるように努力してほしいという意見であって、連携が可能か不可能かをここで議論する必要はないと思う。前に「可能な限り」が来ると、意味があいまいになる。先ほど修正した文章で良いと思う。
持田会長	今の議論は、文言の議論をしているのではなくて、要求する事項の議論をしている。「可能な限り」の位置で要求することが変わることだ。そして、事務局としては、今の位置が現実に即しているということだ。
環境部長	客観的な状況から言えば、事業スケジュールのズレもあり両計画のすり合わせは困難だ。しかし、この審査会の意志として、「難しいかもしれないが、連携を図るべきだ」と意見することに問題はないと考える。連携を図った上で可能な限りできることを検討するように、と意見することで如何か。
持田会長	ありがとうございます。それでは、「可能な限り」の位置を移すこととする。
事務局	確認させて頂く。全体事項(5)「宮城県の広域防災拠点構想の計画の進捗状況に応じて、同計画との連携を図り、可能な限りこの地域全体での環境負荷低減及び良好な環境の創出に向けた取り組みを検討するよう求めるべきである。」でよろしいか。
持田会長	はい。
安井委員	個別事項(11)について、CASBEE のライフサイクル CO <sub>2</sub> に係る評価結果の活用を求めていたが、全体事項(1)でも CASBEE の活用を求めていた。CASBEE で評価すると、自動的にライフサイクル CO <sub>2</sub> の評価結果も示され

	<p>ので、個別事項(11)は不要と考える。</p> <p>確かになくても良い。これは、議論の中で、事業計画においては CASBEE の活用を図るように、また、温室効果ガスについては CASBEE のライフサイクル CO<sub>2</sub> の評価結果を活用しては如何か、と意見した経緯を踏まえたものだ。</p> <p>CASBEE では、必ずこのライフサイクル CO<sub>2</sub> の計算をしなければいけないのか。</p> <p>簡易版ではどうか。</p> <p>簡易版でも自動的に示される。もっと強調したいのであれば別だが、同じことを言っていると思う。</p> <p>それでは個別事項(11)は消去する。</p> <p>全体事項(4)の「自然堤防と谷底平野」というのは正しい表現か。「洪積台地と沖積平野」が正しいのではないか。</p> <p>地形による分類か地質による分類の違いだと思う。地形による分類では「自然堤防と谷底平野」となり、地質による分類では「洪積台地と沖積平野」となる。方法書には地形図が掲載されていたので、この表記で適切と考える。</p> <p>方法書の 3.1-64 ページの地形分類図に基づき表記した。</p> <p>了解した。</p> <p>それでは、時間であるので、本日の意見をもとに新しい案を作成して頂き、最終的な文面などの調整については、私と永幡副会長にお任せ頂くということでおろしいか。</p>
	→(各委員了承)
持田会長	<p>【次第 4 報告 1】</p> <p>次に報告に入る。</p> <p>「仙台市荒井西土地区画整理事業環境影響評価に係る事後調査報告書（工事中その 1）（案）」について事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>仙台市荒井西土地区画整理事業については、平成 24 年 10 月 31 日に評価書の公告を行なった。今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書の案について事業者から報告する。</p>
事業者 2	<p>（資料 2 について説明）</p>
持田会長	<p>それでは、ご質問、ご意見をお願いする。</p>
武山委員	<p>大気汚染について、資料 2 の VI-1-4 ページで、現地調査の結果、環境基準を超えることはなかったという表記がある。しかし、例えば二酸化窒素の環境基準は日平均値の 98% 値で評価するため、この表記は厳密性を欠く。</p> <p>次に、VI-1-18 ページでは、予測結果と事後調査結果を比較している。事後調査は夏季に実施しているが、一般に冬季の方が大気汚染濃度は高い。ここ</p>

	で示している予測結果とは、夏季の濃度を予測したものか、それとも年間値か。
事業者 2	予測は年間値である。今回は夏季の調査結果を示したが、冬季も調査を実施しており、次回報告を予定している。
持田会長	VI-1-15 ページによれば、予測条件の工事用車両台数が 1 日あたり 288 台であるのに対し、事後調査期間中は約 500 台と随分差がある。しかし、大気質の事後調査結果は、予測結果に比べて低いのはなぜか。
事業者 2	予測時にバックグラウンド濃度とした一般測定局のデータがやや高めだったことが 1 つ要因として考えられる。
山崎委員	確かに辻褄は合うが、このことに関して何か理由は考えられるか。
事業者 2	理由は分からぬ。引き続き検討する。
持田会長	VI-1-16 ページの気象条件において、風向・風速階級が示されている。例えば、風向 N の出現率は、予測条件では 12.8% であるのに対し、事後調査では 3.6% と大きく異なる。「予測時とほぼ同様であった」との表記があるが、不適切ではないか。
事業者 2	予測条件とは年間値であり、事後調査は夏季の調査結果である。これについても引き続き冬季の調査を実施しているので、次回報告する。表記については再検討する。
山本委員	VI-1-7 ページについて、①事業区域北側では、自動測定器と捕集管による二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ ) の測定を行っており、自動測定器による測定結果は 0.009ppm、捕集管による測定結果は 0.011ppm と、自動測定器に比べて捕集管による測定結果の方が高かったとある。 $\text{NO}_2$ は、排出源からまず NO として排出され、大気中で酸化され $\text{NO}_2$ となる。自動測定器と捕集管は、排出源である道路から同じ距離、同じ高さで測定したのか。
事業者 2	測定地点は道路から離れており、自動測定器と捕集管は、同じ場所、同じ高さ地上 1.5m で測定した。
山本委員	了解した。
永幡委員	VI-2-4 ページの騒音の事後調査結果について、⑥蒲町小学校付近の 13 時～14 時の $L_{\text{Aeq}}$ は 85.5dB である一方、 $L_{\text{A5}}$ は 75.5dB と非常に差が大きい。この間に、余程の大きな音が出たと思われるが、測定中に確認していないのか。
事業者 2	測定中は常時現場にいなかったため、原因となる音は確認していない。
永幡委員	測定時には録音を行う等して現場の状況を把握するべきである。この調査結果は特異だと言わざるを得ない。
事業者 2	今後の調査方法については検討したいと考えている。
山本委員	VI-10-4 ページにおいて、性状により再利用ができない土壌が発生したことから残土として処分したとあるが、そのことは IV-11 ページにも記載すべきで

	ある。
事業者 2 山口委員	また、残土の処分は、業者に引き渡したということか。引き受けた業者はどのように処分したのか。
事業者 2 山口委員	記載については修正する。処分先については確認する。
事業者 2 山口委員	液状化について教えてもらいたい。VI-5-7 ページの 3 行目から 4 行目において、「下位の As2-2 層の残留沈下量についてはこの N 値 20 以上の地層に吸収され」との表記がある。この考えは、何かの規定、指針または研究結果に基づき判断したのか。
事業者 2 三上委員	地質調査担当者の見解である。しかし、これだけでは不十分ということで、追加ボーリングを実施し、 $FL>1$ であったことから液状化発生の可能性は低いと判断している。
事業者 2 三上委員	VI-5-8 ページにボーリング柱状図が示されている。全体的には $FL>1$ と判断したことは良いと思うが、局所的には $FL$ が 0.5 と液状化の可能性がある層が見られる。影響がないという結果自体は変わらないと思うが、液状化する層の間に固い層があると地表面の沈下が軽減されるという現象を私は聞いたことがなかった。そのような現象が実際に確認されているのか、あるいは指針等が示されているのか、教えて頂きたい。
事業者 2 三上委員	調査担当者に確認の上、回答したい。
事業者 2 三上委員	動物に関する調査については、事前調査、施工前調査、施工中調査とある。このうち事前調査はいつ行われ、どれくらいの調査量であったのかについて、施工前調査、施工中調査と比較できるようにまとめて記載してもらいたい。
事業者 2 三上委員	次に、例えば、VI-7-12 ページには、アズマモグラの事前調査・施工前の調査結果と施工中の調査結果が比較されている。事前調査・施工前調査は、1 年半にわたる調査である一方、施工中の調査は約半年分の調査である。先ほど持田会長から気象調査についての指摘があったが、ここでも調査期間が異なるものを比較している。施工中に確認数が減少したことは、調査回数が少ないことが影響している可能性もある。現段階では施工中の調査結果が半年分しかないことは仕方ないので、無理に比較する必要はない。比較するのであれば、例えば、どちらも調査結果がある夏季のデータのみを比較するなどとしては如何か。
事業者 2 三上委員	了解した。ここで示したかったのは、自発的な移動がうまく進んでいるかということであった。調査結果のまとめ方については参考にさせて頂く。
事業者 2 三上委員	鳥類の調査について、VI-7-17 ページのコサギに関する考察として、「コサギの個体群動態も関係していると思われる」とある。また、VI-7-28 ページのセッカに関する考察として「渡り鳥の年変動に影響されていることも考えられる」とある。鳥の個体数は様々な理由で変化する。考察したこれらの理由

	も当然考えられるが、このことまで考えてしまうと、どのような変化であつても全て同じ理由となってしまう。はっきりとした理由がわからない場合には無理に記載しなくとも良い。
山崎委員	動物が残存する周辺田畠に可能な限り逃避できるよう施工順序に配慮し、当初は西側から東側へ段階的に施工する予定であったが、道路の工事等を優先するため施工順序を変更している。かなり大きい変更と考えるが、設計段階では予見できなかつたのか。
事業者 2	施工順序については、評価書の段階において設計担当者と十分に協議をしながら進めたが、このような変更は想定できなかつた。しかし、変更がわかつた時点での次善策として、動物の周辺への逃避に引き続き配慮し、北側から南側への段階的施工を施工業者に要請した。今のところ、事後調査の結果から、周辺への逃避が確認できている。
持田会長	それでは、この件については以上とする。 本日の質問、意見については、事後調査報告書の作成にできる限り反映させるように配慮をお願いする。
事務局	【次第 5 事務連絡】 ・追加意見の聴取 2月 21 日（金）17：00まで ・次回審査会 3月 19 日（水） 13：30～ 事後調査報告書案の報告を予定。
事務局	【次第 6 その他】 特になし
事務局	【次第 7 閉会】 《審査会終了》

平成 26 年 4 月 4 日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 手 田 灰 T 印

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 溝 田 浩 二 印

